王子五丁目団地 自治会会報

第9号
1979年2月1日
王子五丁目団地自治会
編集・自治会広報部
発行責任者・石井利弘
5－710☎（912）4034

自治会連絡所
場所　6号棟集会所　NO.1
電話　（914）9870（公衆電話）
開設時間　月～金　11時～3時
入会、相談などご利用ください

署名運動を成功させましょう

区議会も支援の意見書決議

みんなで悲願達成を

王子五丁目団地の高い家賃の引下げと傾斜家賃の即時凍結をめざして、自治会は二月中旬から、いっせいに署名運動をくりひろげます。高家賃引下げは全居住者のもっとも切実な要求であり、自治会が本年度活動方針の第一課題にかかげているテーマです。みんなで署名集めに参加し、協力しあって成功させましょう。

（二面に署名運動のテーマ、解説など関連記事）

高い家賃の引下げは切実な願い

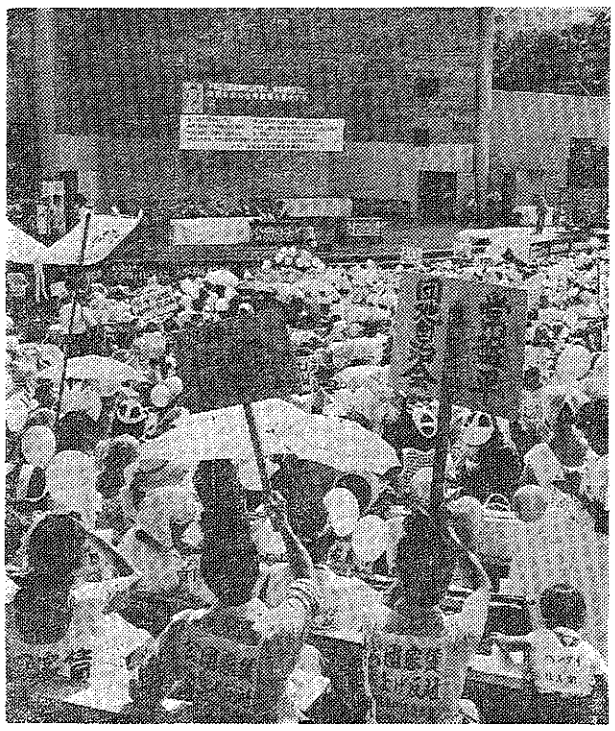

全国の団地居住者は自治協に結集し、家賃値上げ反対、高い家賃引下げでがんばりつづけている（日比谷野外音楽堂にて）

「家計の四分の一が家賃で消え、生活を切りつめなければやっていけない」「一～二年はどうにか払えるが、数年先は団地にいられなくなるのではないか」――高い家賃に追っかけられて私たち団地居住者の悩みや不安は尽きません。夫婦のどちらか一方が病気をしたり、交通事故にでもあえば、団地にいられなくなるのが現状です。

「ああ、家賃さえもっと安かったらなあ」というのが、全居住者に共通した願いです。

王子五丁目団地の家賃が勤労者のための政府施策の公共住宅とはとてもいえないほど高いということは、昨年八月に自治会が行なった公団本社交渉で、公団が認めざるを得なかったところです。また、昨年十一月の北区議会でも王五団地など三団地自治会が共同で提起した陳情が全会一致で採択され、公団家賃値上げは「当事者間の民主的協議と話し合いで解決を図れ」とともに、「不適当に高い家賃については引き下げのために努力せよ」との区議会の意見書が総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣あてに出されています。（詳細は三面に）

活動資金カンパにも協力を

こんどの高家賃引下げキャンペーンでは、署名とあわせてカンパ活動をおこないます。これは家賃運動を精力的にすすめるうえでの活動資金をつくり出すためのもので、全国自治協は「一世帯五百円以上」を目標にしています。自治会もこれを目標にとりくむことにしました。

カンパは五割を関東自治協と全国自治協の運動資金として上納し、残りは自治会の高家賃引下げ運動資金とします。

全国自治協の長年のねばり強い運動によって、昨年七月、私たちの団地の家賃をある程度値下げさせることができました。その成果は一世帯にすると、一年間で約二万六千円～一万四千円値下げさせたことになります。これらの事実を十分ご理解くださり、さらに家賃引下げの成果をあげるために、居住者のみなさんが積極的にカンパにご協力くださるようお願いします。

親睦と交流を深めよう

居住者名簿作製中

前号でもお知らせしたとおり自治会では現在「王子五丁目団地居住者名簿」を作製しております。

入居以来満三年を迎えますがようやく団地生活も定着してきました。しかしまだまだ隣近所の方を知らなかったり、いろいろな面で生活に不便を感じているのが実情です。

そこで、こうした問題を解決するために自治会では名簿の作製をすすめております。皆様の積極的なご協力をおねがいするとともに独立採算制でおこなっている事業ですので、この面でのご協力も、よろしくお願いいたします。

自治会の行事　2月

◇囲碁・将棋大会◇
日時　2月4日午後二時より
場所　団地集会所

◇ファミリースキー旅行◇
日時　2月10、11、12日（往復貸切りバス）
場所　猿ケ京（宿泊）
　　苗場（スキー場）

◇国会請願全国統一行動◇
2月8日・全国自治協主催

◇法律相談会◇
2月28日・団地集会所

安心

ことしは国際児童年ということで、新聞・テレビ等のマスコミは子供をめぐるキャンペーンを張って報道しています▼しかし、皮肉なことに、今年に入ってから青少年の自殺や他殺等の悲惨な事件が跡を絶ちません。すぐ隣りの赤羽台団地で起きた幼児殺しのニュースもショッキングでした。私たちの団地生活も外観は快適で、便利そうに見えますが、子供たちにとっては、大人が気づかない危険な盲点が隠されているかもしれません▼例えば、エレベーター。万一、子供達だけの時に事故が起きたら、冷静になれという方が無理なことでしょう。さらに、狭い通路や、扉上で遊んでいる幼ない子供達を目にすると何か不安に襲われます▼公団住宅やマンションという高層住宅が増加する中で、本当に子供達が安心して、のびのびと遊ばせる住宅とは一体どんなものか真剣に考える必要があります▼あと二十年も過ぎれば、人類は二十一世紀を迎えます。その時、子供らが自分の〝ふるさと〟として誇りうるような団地の環境をつくっていくことが私たち大人の責任だろうと思います。

皆さまの幸せな毎日、ゆたかな暮しのために
少しでもお役に立ちたいと願っております。

べんな 東京相互銀行
王子支店
電話（927）2801

二月にとりくむ署名運動で集める署名は日本住宅公団総裁と建設大臣あてに提出しますが、この署名での王子五丁目団地の要望事項はつぎの通りです。

一、高い家賃の大幅引下げをはかること。そのために、

❶関連公共公益施設費を家賃から除くこと。学校、幼稚園、保育園その他の公共施設の用地代や建物代を家賃に算入し、入居者に税外負担させているのは不当であり、昭和五十三年度から発足した関連公共施設整備促進事業制度を王子五丁目団地にも適用して、これらを国庫補助金で全額まかなうようにすべきである。こうすれば一戸平均数千円家賃が引下げられる。

❷利子補給金を拡大し金利コストの引下げを行なうこと。王子五丁目団地の建築にあたっても郵便貯金、簡易保険、生命保険、銀行融資金などの利息つき政府・民間資金に依存しており、その利息の四・五%が家賃にくみこまれ、このため金利分が家賃の半分以上を占めている。政府が利子補給金を増やし、家賃にかぶさる金利を一%引下げただけでも家賃は一万円以上安くすることができる。

❸土地・建物に関する経費の家賃負担分を軽減すること。公団の土地や建物は公的所有のものであり、地代相当額、公租公課（税金）、引当金などをすべて家賃にかぶせているのは不当である。これらを全額家賃から外せば一万数千円安くできる。

❹修繕費を大幅に減らすこと。家賃の10%以上を占める修繕費については、王子五丁目は新設団地であり五～六年間はほとんど不要である。将来、修繕費の増額が必要になったときには合理的な計算により一定の家賃改定はあり得るだろうが、それまではあり余る修繕費を徴収するのは不合理であり、当面、修繕費の大幅減額を要求する。これで五～六千円の家賃引下げができる。

二、傾斜家賃を即時凍結すること。

毎年六～七%の上昇率で家賃を上げる傾斜家賃制度は、インフレや入居者の大幅昇給を前提に改め、差額分を返還すること。

現在のように傾斜終了時の最終家賃の三ヵ月分を敷金として徴収することはきわめて不当であり、当初家賃三ヵ月に改めるべきである。

四、一方的で不当な公団家賃値上げ強行と値上げ対象団地の拡大をやめ、繰り返し値上げの計画を撤回すること。あき家割増し家賃制度を即時撤廃すること。

五、住宅公団の経営実態を国民に公開し、天下り役員人事の刷新、ずさんな経営の改善策を具体的に示すこと。

六、十分な補修と環境整備の促進、共益費のガラスばりの運営、自治会事務所の設置、王子五丁目団地に集中的に発生したシバンムシアリガタバチを公団責任で駆除することなど、住みよい団地づくりと管理の民主化をはかること。

七、安くて住みよい公共賃貸住宅の大量建設と、国民、住民本位の住宅政策を確立すること。

王子五丁目団地自治会要望事項

こうすれば家賃は下げられる

こんどの署名運動は、全国三百八十団地三十六万世帯が加盟する全国公団住宅自治会協議会（自治協）が、昨年十一月から展開している「不当な公団家賃値上げ反対、高家賃の引下げ、住みよい団地づくりと国民本位の住宅政策を要求する第十次全国統一署名・カンパ運動」の一環としてくりひろげます。

すでに数多くの団地で運動がすすみ、自治協には四百四十五団地二十万世帯、六十五万人の署名が寄せられ、また各自治会で約七千万円のカンパが集められています。

全国の団地ではいま、公団が昭和四十七年度入居団地までの家賃の値上げを昨年九月から強行しようとしているのに対し、大多数の自治会と居住者が現行家賃支払いを中心にした力強い反対運動を展開しています。

昨年十二月十二日、「公団は居住者と話しあえ」という住民の声とこれを支持する世論を無視できなくなり、公団の沢田総裁が全国自治協代表と会談、「入居者は大切なお客さんであり、誠意と勇気と愛情をもって問題を前向きに解決するため努力したい」と言明しました。全国自治協はこの席で、公団との話しあいで実現を望む要望事項を十項目にまとめて申し入れました。そのなかには「新旧団地間の家賃不均衡を拡大し、勤労者のための住宅とは言い難くなっている新設団地の高家賃の引下げ、傾斜家賃の即時凍結などに努めること」との項目もふくまれています。

公団はさらに、昭和五十四年度には高島平、豊島五丁目団地および四十八年入居団地、五十五年には四十九年入居団地を次々に値上げし、このサイクルが終ると再び古い順にくり返し値上げをする計画です。〝不均衡是正〟の名のもとに、はてしない値上げ路線をつっ走ろうとしているわけです。

高家賃政策と値上げ政策は同じ根っこから出ているものであり、私たち王子五丁目団地住民が高家賃引下げの要求実現のために立ちあがることは、全国の団地の仲間と一体の運動をすすめることを意味します。そうした団結の力によってこそ、私たちの要求も実現できるのです。

進む第10次統一行動

全国の団地住民と手をむすんで

なぜこんなに私たちの家賃は高いのか。そのわけを知れば知るほどアタマにくるのです。この会報でこれから何号かにわたって「高家賃引下げキャンペーン」を企画しますが、今回はその第一回目として、私たちの家賃の中味にメスを入れて、高家賃の原因を明らかにすることにします。

その前に、チョットこれをごらんください。

王子五丁目団地の70年間の平均家賃（２ＤＫ）の内訳と自治会の指摘する値下げ要素

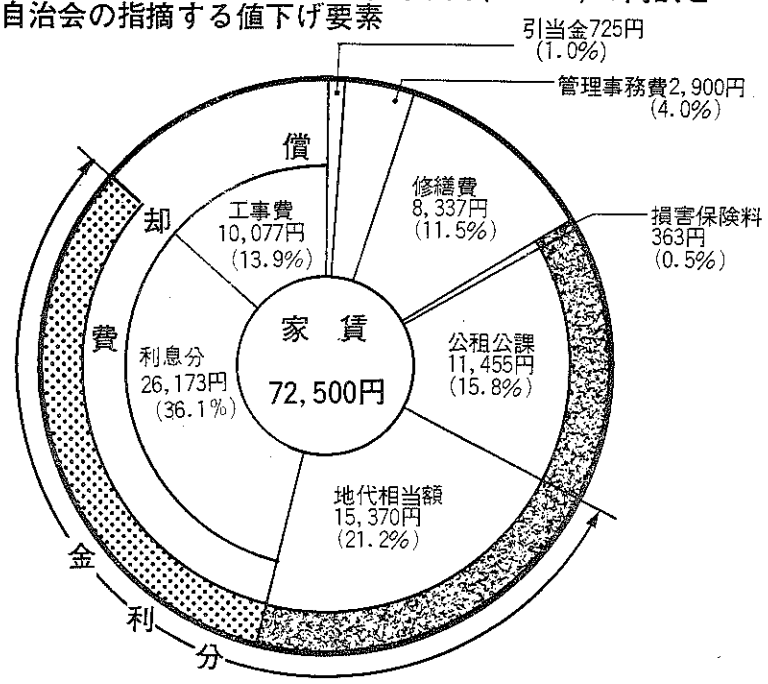

学校用地費などの 公共施設も負担

ずさん経営のツケ押しつけ

日本住宅公団は、住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する勤労者のために耐火性能を有する構造の集団住宅及び宅地の大規模な供給……を行うことにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする――日本住宅公団法第一条。

あまりにもひどすぎる！

高い家賃にメスを入れると

私たちの家賃の中味

上の表を見てください。自治会家賃対策委員会が試算した王子五丁目団地の平均家賃（70年償却、二ＤＫ）のしくみです（昭和51年の全国全団地平均構成比にあてはめて計算したものなので王五の実数ではありません）。家賃の六割近くは利息分です。まず、償却費が家賃全体の46%を占めていますが、そのうちのなんと97%が利子の支払いにあてられています。こうした異常な事態になるのは、公団住宅の建設費のすべてが高い利息つきの借入金（郵便預金や簡易保険などの政府資金、生命保険や銀行などの民間資金）に依存しているからです。

建設費についていうと、ちょうど王子五丁目団地が着工された頃〝狂乱物価〟に見舞われ、四十八～四十九年の一年間で二倍に値上りしています。政府、公団はこうした事態に適切な対処をせず、そのツケが居住者に回されてきているわけです。

次に問題となるのが21・2%を占める「地代相当額」なるものです。耳なれない言葉ですが、用地を購入した場合、①用地費（用地取得費、造成費、関連公共公益施設費などの負担金）、②用地費にかかわる利息（なぜならその費用はすべて借入金でまかなっているから）、③用地費にかかる建設期間中の事務費、を合わせたものを用地建設に要する費用として、その百分の四・五（面開発市街地高層住宅では）を乗じて得た額を地代相当額として家賃に組み込むしくみになっています。

地代相当額がなぜ家賃の五分の一以上を占めるのか。その第一の原因は用地の取得費が高騰したことです。王子五丁目団地の場合、マンション業者と競争して公団が十条製紙跡地を購入したため、地価がどんどんつり上げられました。

第二の原因は関連公共公益施設費などの負担金が大幅に増えたことです。みなさんびっくりするでしょうが、桜田小学校、中学校の用地費や保育園、幼稚園の土地、建物費などは私たちの家賃で払っています。本来、家賃とは全然関係ないものなのに。私たちは税金を二重払いしているのです。

家賃の中に「修繕費」が11%以上ふくまれています。修繕費は公団住宅を長期間維持・保全するために必要な経費ですが、しかし新しい団地では最低五～六年間はほとんど不要です。現状をみても、公団は私たちの修繕費を王子五丁目団地には使わずに、ずさんな経営の穴うめにあてているのです。

いまどうしても必要でないものを徴収するのはやめ、その分で傾斜家賃をストップしてほしい、というのが居住者の率直な気持でしょう。

いままで述べてきたことをもっと具体的に掘り下げて次号で解明したいと思います。とにかく、こうした不都合なことを改めれば、私たちの団地の家賃を思いきって安くすることができるのです。自治会は別項（右の「基本要求」）のような要求をかかげて家賃引下げのためがんばります。

（井上）

家賃はどう決めるか

公団家賃は団地ごとの「個別原価主義」できめることを原則にしています。日本住宅公団法施行規則第九条の基準にもとづいて、王子五丁目団地ならこの団地の個別の総原価を計算し、各戸の床面積、住宅型式、階層、住宅環境などを考慮し、調整して家賃を算出します。その基準は、

①償却費―賃貸住宅の建設に要する費用（元金償却分、利息分）を償却期間七十年、利率五分以下（王子二五丁目は四・五%）で毎年元利均等に償却するものとして算出した額

②地代相当額―用地の建設に要する費用の借入金利息分

③修繕費

④管理事務費

⑤損害保険料

⑥公租公課―固定資産税、都市計画税

⑦空き家、貸倒引当金の全部を合算し、それを月割りにした額が毎月の家賃とされています。

原価主義は、資本投資による利潤を家賃で払う必要がないかわりに、建設費を公的負担でなく受益者負担でまかなうシステムであるために、高い家賃になるのを防ぎきれません。

アンケート面接員募集

―パートでできる主婦の仕事―

当社は世界２８ヵ国に支社を持つ広告代理店の市場調査部門で、昭和３１年日本支社設立。２２年間の実績をつんでいます。

○仕　事：指定された家庭を訪問しアンケート調査や商品テストなどを行う。自由な時間に活動でき仕事は毎月あります。

○調査地点：自宅から３０分～４０分の地点が割当てられます。

○手　当：自宅を出て自宅へ帰るまでを手当の対象とし、作業時間給５５０円、通勤時間給４８０円。交通費実費支給。

履歴書を２月10日迄に郵送下さい。面接日を通知します。

ジャパン・マーケット・リサーチ・ビューロー

〒108 東京都港区高輪１―４―10　トンプソンビル

☎ 03―449―１８４５　担当 浅沼

みんなで楽しく ファミリースキー

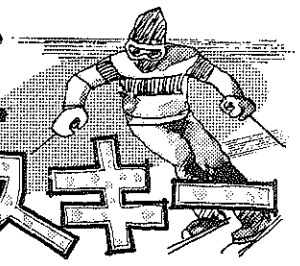

スキー申し込み要領

日　時　二月十日、十一、十二日
出　発　二月十日、午後二時三十分
　　団地六号棟前
会　費　大人　一万二千円
　　小人　一万円

ただし小人の場合は、バス席および食事不用の場合はナシ

宿泊地　猿ケ京
スキー場　苗場
定員　四十名（定員になりしだいメ切ります）
申し込み金　予約金として五千円を申し受けます。

申し込み先
三―五一二　佐藤
☎（九一三）九六九八
六―三四九　森田
☎（九一三）一二一七

なお、貸切バスで団地を出発し、団地に帰ってきますので、荷物はたいへん楽になります。帰りの時間は、二月十二日午後八時を予定しています。

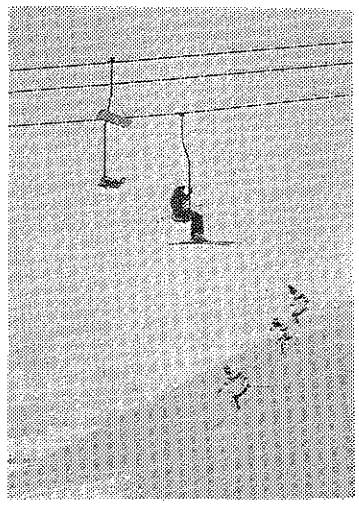

初心者もどうぞ

自治会ではじめてのとりくみの「ファミリースキー」をおこないます。

今年は暖冬で、雪が少ないそうですが、上越の苗場スキー場は大丈夫です。家族そろって楽しいスキーにいけるように、格安で計画しました。しかも宿泊地は猿ケ京の温泉です。

はじめての方、ぜひおいで下さい。思いきってはじめないとなかなかできないものです。今回は初心者のレッスンなども考えています。また道具のない方もご連絡下さい。貸スキーなども、そろえたいと考えています

寒い冬に、家庭にとじこもっているばかりではだめ。思いきり体を動かしましょう。

公団家賃問題での 北区議会の意見書全文

日本住宅公団は本年九月より昭和四十七年以前に建設された住宅約三十五万戸を対象に、いっせいに家賃値上げを強行しようとしている。

また、来年度には新たに昭和四十八年度管理開始の住宅約三万戸についても値上げを予定している。

住宅公団によれば、家賃値上げの根拠を新旧団地家賃相互間の不均衡是正、維持管理費等の不足に充当するというが、これらの理由について、居住者に対する十分な説明、協議が行なわれているとはいいがたい。

今回の家賃値上げは、膨大な長期未利用地の保有や大量の新築空家住宅の発生など、住宅公団の放漫経営の責任を居住者の負担で切り抜けようとする不当なやり方といわなければならないものである。

よって北区議会は、政府に対し今回の住宅公団家賃値上げに対し左記の事項について強く要請するものである。

記

一、公団家賃の変更にあたっては、当事者間の民主的協議と話し合いによって解決を図るよう努力されたい。

一、不適当に高い家賃については引き下げのために努力されたい。

一、住宅公団の経営を改善し、適切な援助、指導、監督を強化されたい。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十三年十二月九日
東京都北区議会議長
鈴木康史

意見書の送付先は次のとおりになります。

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣
自治大臣

住民に背を向ける公団回答書

昨年十二月六日におこなわれた自治協北ブロックと公団北営業所との交渉で、王子五丁目が提出した要望書に対する回答が文書で届きました。公団は、極めて無責任な姿勢を回答書で示していますが、自治会としてはひきつづき問題解決のため努力します。

北営業所への要望

① 五十四年夏に大量発生が予想されるシバンムシアリガタバチの対策を公団の責任でおこなうこと。
② 二号棟東側の騒音問題解決のため抜本的な対策をおこなうこと。
③ 駐車場料金の値下げをおこなうこと。
④ 団地まつりのさいの電源確保について協力すること。
⑤ 北区議会で採択された陳情項目の早期実現をはかること。
⑥ エレベーターの運行については、住民の意見をよく聞いておこなうこと。
⑦ 共益費の使用については住民と相談すること。
⑧ 集会所の備品の充実をはかること。

北営業所の回答

①について
住宅内で発生する害虫の駆除については、原則として居住者自身で実施していただきます。

②について
現段階では特に対策は考えておりません。

③について
現行料金は妥当と考えておりますので、ご要望には応じられません。

④について
公団の自家用変電施設の使用は、団地管理上支障があるのでご要望には応じられません。

⑤について
ジャブジャブ池については今後の課題として検討いたします

公衆便所は再三回答しているとおり、公団では設置できません。また空地の利用については応じられません。なお北区からの申し入れは受けておりません。

⑥について
住宅階の最上階停止した場合R階、EVホールの密室化等のため、ご要望には応じられません。

⑦について
運営計画はできるだけ皆様のご要望を斟酌しております。

⑧について
集会所の備品等については、運営に支障をきたさない範囲で逐次補充及び補修をおこなっております。

その他
団地内銀行から時計塔を設置したい旨の要望があり、現在検討中です。

自治会の動き

〈54年1月〉

5日	自治会三役会
7日	自治会新年会
7日	保育・児童部会
8日	広報部会・編集会議
11日	青少協推進委員会
12日	生活事業部会
12日	文化厚生部会
14日	第二回麻雀大会
14日	青少協新年会
15日	三役会
15日	関東自治協常任理事会
16日	生活事業部会
17日	団地商店会新年会
18日	三役会
21日	青少協凧あげ大会
22日	防火協会新年会
24日	生活事業部会
27日	第9回常任委員会
29日	関東自治協常任理事会
31日	関東自治協拡大理事会

五十四年度北区予算編成にむけ 自治会 8会派に要望書

北区議会はいま、昭和五十四年度の予算についての検討をはじめていますが、この時期に、王子五丁目団地の要望を実現するために必要な予算計上をしてもらうことを目的として、予算要望書を提出しました。内容は、次のとおりですが、この要望書は北区議会の全会派に提出しております。今後さらに一層努力して実現していきたいと考えています。

北区政の発展のため、また当王子五丁目団地居住者（二千百七十六世帯）の住環境と生活向上のために、貴会派のつね日頃のご健闘に敬意と感謝を申し述べさせていただきます。

昭和五十四年度北区予算の審議の時期になり、貴会派も種々の角度から積極的かつ慎重なるご検討をされていることと拝察いたします。

さて私ども王子五丁目団地の住民は、入居以来の長年の懸案事項が早急に実現されることを切望しております。団地内約六千人の住民の住環境向上のために、昭和五十四年度において区当局からこれら要望事項にご配慮いただけるよう、貴会派に特段のご尽力を賜りたく、お願いを申し上げる次第でございます。

王子五丁目団地居住者が北区政レベルでお願いしたい事項は多々ありますが、とりあえず昭和五十四年度において実施願いたいのは左記の通りでございます。

要望事項

一、昭和五十三年三月区議会に陳情しご採択をいただきながら実現にいたってない事項
1、夏季水遊び場（ジャブジャブ池）の設置
2、公衆便所の設置
3、当団地内公共施設予定地の利用計画が確定するまで、児童のための運動場として開放し、周囲に金網の設置

二、陳情以後における団地住民が、その設置を強く要望をしている事項
1、昭和五十四年三月に当団地が東京都の防災拠点として、公共避難所の指定を受けると聞いておりますが、高層住宅の防災対策は急を要します。その点をふまえて
① 防災器具の設置
② 同器具の格納庫の設置
③ 防災組織確立のため消防組織の設置
④、防災対策本部詰所の設置
⑤ 避難所として適切な諸施設
2、時計塔の設置
3、水飲場の設置
4、手洗場の設置

共益費運動の経過と現状

これまで「共益費とは何か」という総論の掲載をおこなってきましたが、いよいよ具体的な問題にはいります。

ねばり強い交渉と各自治会の間の連携強化

共益費の使途公開、運営への住民参加の要求はほとんどどこの自治会でも、発足時からの方針にもりこまれています。そして各自治会は創意工夫をこらして公団と交渉をおこない

①共益費の使途、運営にあたっては、自治会と公団両者の話し合いで運用していく。
②芝面積、樹木の数など、共益費積算の基礎数字を明確にさせる。
③決算報告は詳細にさせる。
④安易な値上げ主義を排し、冗費を極力削減させ、可能な場合は値下げさせる。
⑤税の二重負担に類する、地方自治体負担部分についての支払いは拒否する。

などの成果をあげてきています

共益費は、とくに芝生の管理砂場の清掃、エレベーターホールの清掃など日常生活に目につきやすい部分に対する支出が多いので、昼間に主婦の人たちが事実としても実感としても公団の手ぬき、ピントはずれな使用などを見てとることによって、公団の管理のずさんさが具体的に生き生きと指摘され、公団の言い逃れを許さず、権利や要求を実現させている自治会も増えてきています。

これに対して公団は、強くいう自治会には表面上譲歩するポーズを見せながら、あまり要求を強く出さない自治会には水増し共益費をそのままにして、ドンブリ勘定の殿様仕事をしたり多少値上げ幅を縮めてみせて恩を着せ「ここだけの話ですよ」「自治協とは連絡しないで下さいね」と、他の自治会との連携を封じようとしたり、同一営業所内の団地についても統一交渉をさけようとしたりする傾向があります。その結果、同一作業なのに団地によって単価が違うといったことは日常茶飯事でした。

しかし、昭和五十年度からは関東自治協が「共益費団地別比較表」を作りはじめたため、少なくとも同一営業所内では単価をほぼ統一するようになってきています。各団地でのとりくみ経験を交流しあいながら、歩調をそろえた運動をいっそう進める必要があります。

年間二万四千円の「第二家賃」…④ 共益費を考える

公団本社から取りつけた約束事項

当初公団は一方的に共益費の値上げ額を決定した印刷物を全戸に配布し、説明も秘密主義で形式的なもので終っていました

一方自治協や自治会は、共益費は「預け金」であるという見地から、民主的な運営と納得いく説明を求ひさまざまな運動をくりひろげてきました。

そして、公団本社からは基本的な問題で数々の確認事項をとり、それらを各自治会で有利に活用しながら運動を進め、昭和五十年二月の公団本社交渉では「住民の協力がないとより良い管理ができないので話せるものはできるだけ話す」というまでになりました。公団がこのようになったのも十年以上にわたった運動の積重ねによるものです

これまでの主な成果は、

（昭和四十五年）運営計画書を配布するようになる。

（昭和四十七年）、改定団地に三年計画の案を配布するようになる。

（昭和四十九年）、共益費額を決定する前に青やきの段階で自治会に相談するようになる。

（昭和五十年）、説明会の前に基礎数字を可能な限りくわしい資料を、自治会に提示するようになる。

（昭和五十年）運営計画書と収支決算書の適用欄に基礎数字を入れるようになる。

などです。約束事項は、まだまだ多くありますが、現在なお基本的な問題で平行線をたどっている問題もあります。

①収入金か預け金か
②三年ローテーション
③繰越金を含めた共益費の利息

などですが、内容的には自治会にかなり具体的に説明するようになっています。

こうした成果を土台にして、より民主的な運営めざしとりくみを強化する必要があります。

（つづく）

みんなの声

この欄への投稿を歓迎します。生活で感じたこと、趣味のこと、俳句・短歌、自治会への意見など、なんでもどうぞ。お近くの自治会役員までお願いします。

サラ金・倒産……
法律相談のポイント

昨年末、自治会から法律相談を催したいとの話があり、私達住民の弁護士がお手伝いすることになりました。そして手始めに自治会報に記事を載せたいということで、私は日頃御近所の皆さんともお付き合いが少ないのですが、日常の仕事で感じている法律相談のポイントのいくつかを書かせて頂くことにしました。

まず、弁護士は事実を基に法律の構成を考えますから、事実を正確にお話されることが大事です。ただ法律的な見解だけを質問されても、弁護士は質問者の利益になる返事をすることが難しいものです。

また自分に不利と思われる点もできるだけ話されたらよいと思います。社会問題となっているサラ金は、この団地でも大量の広告が配られ、ついつい誘われがちです。このサラ金は、一見返済が楽なように見えても、現実には通常のローンの利率よりもはるかに高い利息制限法違反の高利のため負担が重いこと、常識に反する取立の方法がしばしばなされることなど多くの問題があります。これに対し弁護士は法に基ずいて交渉に乗り出します。ところが、交渉の中で業者から、借りる時にウソをついたとか、他の業者には高利で返済しているとかの反論に会うことも多いのです。しかしこれらのことも事前に相談されていれば弁護士も適切に対処できるものなのです。

それから法律相談は、なるべく早期になされることをお勧めします。事件が複雑になれば弁護士を依頼せざるをえないでしょうし、経済的精神的負担も大きくなります。物を買った後よりも買う前に、企業の倒産後よりも倒産前に相談があると処理も楽になることが多いものです。

以上弁護士から見た勝手なお願いですが、御参考にして頂ければと存じます。　(小木)

第二回自治会無料法律相談

二月二十八日(水)
弁護士　二一一四〇八小木和男
〃　五一一〇〇五蔵下紀一
〃　六一　二一〇村上愛三
〃　六一　九三五水谷　賢

――ベビーから大人まで全員集合！――

王五モダンバレエ教室

コンクールにも多数入選
丈夫で、積極的な子に！

月曜日の午後三時。小さい子供達がかわいいレッスン着姿で〝こんにちわ〟。集会室ににこにこ顔で集ってきます。とたんに、楽しいレッスン場に早変わり。机につかまり、音楽にあわせてのレッスンが始まります。

呼吸法によるバーレッスンとフロアーレッスンとここ独特の即興。小さい子供から大人まで手足を伸々と動かし、思う存分自分を表現します。創造性が豊かになり、感情はこまやか、持久性もついてきます。レッスンの終りには、三歳のベビーから大人まで、雑布をもってお尻をふりふりお掃除をします。また、これが楽しいのです。一年間レッスンを続けますと、体が丈夫になり、綺麗好きで積極的な人間ができると、お母様方に評判です。

当スタジオは、舞踊コンクールにいつも出場し、多数入選しております。王子教室でも、昨年の夏、六号棟の小倉ゆかりさん他一名が入選しました。現在、ベビー、ジュニア、学生一般の各クラスで約三十名の生徒が練習に通っております。少数英才教育に心がけておりますので、入所は、四月と九月で、欠員があれば、申込順に入って頂いております。希望者は、早目にご連絡下さい。団地の行事にも参加し、日頃の成果をお目にかけたいと思って居ります。なお、指導は蔡谷紀子先生で、四号棟にお住いです。日本の心の追求をテーマにして、毎年、公演やパパフォーマンスと、モダンダンス界で活躍中。とく最近、訪米旅行から帰られたばかりです。

☆スタジオ発表会。四月三日午後三時より、北区公会堂。入場無料。

ぜひ、お出で下さい。

☆森谷紀子モダンダンス公演
十一月八日午後七時
一五〇〇円

☆連絡先　☎九二二―一六一六

カラオケも登場
79新春交歓会

一九七九年の新春交歓会が、松の内の一月七日(日)午後二時より、集会所で催されました。会員をはじめとして、各サークルの方々、公団住宅関東自治会協議会副会長合田正巳氏他老人会「桜美会」の有志等、約五十数名の参加がありました。東京相互、王子五丁目団地商店会の方々とも親しく歓談することができました。

今年は、男性役員がハッスルをして会場の準備をしてくださいました。井上、吉田副会長の司会のもとで、会はスムースに進行し、演芸には、会員のサークルの中から余興をして頂きました。

謡曲「竹生島」を聴き、日本舞踊「松の緑」を野田先生に踊っていただき、さらには、モダンバレエの小さな子供さん達にも踊っていただきました。その後、プリンスファイブテニスクラブの代表者から、読書クラブ「さくらんぼ」のお母様から、また会員の皆様から、カラオケも登場して、のどを披露していただきました。桜美会の会長、副会長から若い世代に良き指導もあり、今後の自治会活動にも大いに参加になりました。

石井会長の挨拶の中でも、今年も家賃引下げをめざして、役員一同頑張って行くという決意がありましたが、この信念を曲げず、新年にみんなで騒いあいました。時の過ぎるのも忘れる位、楽しい新年会を盛会のうちに過しました。　(吉田)

大人も子供も夢中でした
……タコあげ大会

一月二十一日、北区青少年王子地区委員会主催の凧揚げ大会に参加しました。幸い天候に恵まれ、集合場所の王子小学校から会場の荒川土堤まで全員で歩きましたが、一人で歩けば長く感じる道程も楽しく歩くことができました。

田舎育ちのせいかビルの谷間の狭い空地の凧よりも広々とした河原で青空に浮ぶ沢山の凧を見ていると子供の頃を想い出し楽しい半日でした。

国鉄新幹線公害の第一人者であり、電線にぶら下る残骸は数しれずの感がある例の「ゲイラ軍団」に日本の空は完全に制空権を奪われている昨今ですが、そもそも宇宙飛行士の悪天候下の救出用にNASAが開発し、その原理を応用して作られたといわれるゲイラカイトは誰でも容易に揚げられるので幼児はともかくすぐ飽きてしまいます。手製の凧を持って参加した子供さんや、大人の方達も大勢おり、シッポの長さでバランスをとったり、糸目の調整をしたり工夫して凧を揚げる〝創造性〟をもった昔ながらの和凧のよさを見直したことでした。

それぞれ趣向をこらした手製の凧を揚げることは子供ばかりでなく大人も楽しく夢中になれます。来年はもっと大勢の方に参加して貰い楽しい大会にしたいと思います。　(井口)

これは壮観！
麻雀大会

一月十四日(日)、集会所で麻雀大会が行なわれました。

日頃、出ぶしょうの殿方もこの日ばかりは参加されて、応募者はなんと五十名を越えました。集会所全室に並べられた十三卓では、ポン・チーという威勢のいい声が飛び交い、和気あいあいのうちに大会は進められました。試合は三回の総計で、最高得点を得た六号棟の安藤さんが見事に優勝されました。

最後は、参加者全員に賞品が渡され、初顔合わせの面々もこういう大会なら、度々行なって欲しいとの声が続出しました。

一位　六号棟安藤　一六〇九点
二位　二号棟宇佐美一四六九点
三位　二号棟青野　一三七九点

共同購入のあっせん

◎温風暖房器付ふとん乾燥機
共働きの家庭、陽あたりの悪い室の方に是非一台！
丸紅機販のあっせん
標準小売価格二三、八〇〇円
会員特別価格一〇、〇〇〇円一年間無料保証付

◎家庭用粉末消火器
冬の火災予防のために家庭に一台の備えで憂いなし。
ヤマトABC粉末消火器
デラックス4型(YA-4DL)
正価　九、六〇〇円
会員価格　五、八〇〇円
二回分割払いも可能です。
会員の皆さまに、良い製品を安く提供し、安心して使っていただくのが私達の使命です。御希望の方は、最寄りの常任委員まで申し込み下さい。

自治会生活事業部

診療科目
内科・小児科・外科
整形外科・産婦人科

救急 指定

神谷病院

北区神谷1-27-14　TEL(914)5535～7
(王子五丁目団地徒歩7分)

理事長　田島邦泰
院　長　田辺政道

☒診療時間
平日AM 9:00～12:00
PM 2:00～5:00
土曜PM 9:00～12:00

※但し、急患は随時受付ます。